

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制度名	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乗せされる税率に関する免税・還付措置（農業関係）			
税目	石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 3 の 4）			
要望の内容	<p>平成 23 年 10 月 1 日から実施するとされている地球温暖化対策のための課税の特例により石油石炭税に上乗せされる税について、農業用機械の動力源に供せられる軽油については、免税・還付措置を講じること。</p>			
新設・拡充する理由は延長を必要と	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>▲80 百万円 (- 百万円)</td> </tr> </table> <p>(1) 政策目的 農業生産を行う上で、軽油は必要不可欠な生産資材であり、本税制措置を講じることにより、農業者の生産コストの負担を軽減し、農業者の経営安定と農産物の安定供給を確保することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 軽油は農業生産に必要不可欠な資材であり、軽油価格が上昇傾向にある中、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる新たな費用負担を農産物価格に転嫁することも困難であることから、農業者の経営に悪影響を与える。 特に、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた地域では、早急な復旧・復興に全力を挙げているところであり、被災地域の農業生産の迅速な復興を支援する観点からも本税制措置を創設する必要がある。</p> <p>また、大気中の CO₂ は栽培される農作物によって固定されるなど、農業は CO₂ を吸収するプロセスを有しており、CO₂ を排出するのみの他産業とは異なるため、農業用軽油に地球温暖化対策税を課すことは適当ではない。</p>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲80 百万円 (- 百万円)	
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲80 百万円 (- 百万円)			

今 回 の 要 望	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の發揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>																
		政策の達成目標	生産コストの低減により農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保することを達成目標とする。																
		租税特別措置の適用又は延長期間	—																
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。																
に 関 連 す る 事 項	有 効 性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>27年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(千戸)</td><td>309</td><td>309</td><td>309</td></tr> <tr> <td>適用数量(千kl)</td><td>322</td><td>322</td><td>322</td></tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td><td>80</td><td>161</td><td>245</td></tr> </tbody> </table>		24年度	25年度	27年度	対象者数(千戸)	309	309	309	適用数量(千kl)	322	322	322	減税見込額(百万円)	80	161	245
	24年度	25年度	27年度																
対象者数(千戸)	309	309	309																
適用数量(千kl)	322	322	322																
減税見込額(百万円)	80	161	245																
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	軽油価格の上昇に伴う生産コスト増加分を農産物価格に転嫁することが困難な中、農業の経営コストは増加しており、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる新たな費用負担は農業経営に悪影響を与えるため、農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保するためには、本税制措置は有効な手段である。																		
相 當 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	軽油引取税の課税免除の特例（農業用機械等の動力源に供する軽油）																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																

	要望の措置の妥当性	<p>軽油は、農業生産にとって必要不可欠な生産資材であり、軽油価格が上昇傾向にある中で、農産物の安定供給を確保するためには、農業者の生産コストの低減につながる本税制措置を創設することが適当である。</p> <p>また、主要な農業機械の動力源に使用される軽油の代替燃料ではなく、農業用軽油に対して地球温暖化対策税を課しても使用量抑制効果がないため、農業用軽油は同税に対して中立的であり、免税・還付措置が講じられることは妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—